

○異工種建設工事共同企業体の取扱いについて

平成14年 9月 4日 国営管第160号 国営計第65号
最終改正 令和 5年12月27日 国営管第376号 国営計第134号

国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長
国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長
から 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課長 あて
国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課長 国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課長

官庁営繕部直轄工事における建設工事共同企業体の取扱いについては、「官庁営繕部直轄工事共同企業体の取扱いについて」（平成9年8月8日付け建設省営管発第393号）、「官庁営繕部の所掌する営繕工事における特定建設工事共同企業体の運用について」（平成11年10月20日付け建設省営管発第465号、建設省営計発第144号）及び「官庁営繕部の所掌する営繕工事における経常建設共同企業体の運用について」（平成9年9月19日付け建設省営管発第443号、建設省営計発第85号）等において規定されているところであるが、特定の工事について、複数の工事種別（官庁営繕部工事請負業者選定要領（昭和42年7月1日付け建設省営管第845号。以下「選定要領」という。）第3に定める工事種別をいう。以下同じ。）にまたがる有益な技術提案を受け付けるため、互いに異なる工事種別の競争参加資格を有する企業により結成される共同企業体の参加を試行的に下記のとおり認めることとしたので、遺憾なきよう措置されたい。

記

1. 対象工事

複数の工事種別にまたがる有益な技術提案を受け付けるために、互いに異なる工事種別の競争参加資格を有する企業によって結成される共同企業体（以下「異工種建設工事共同企業体」という。）に競争を行わせることができる工事は、次に掲げる各号の要件を全て満たす工事とする。

- 一 入札時VE方式又は設計・施工一括発注方式の対象工事であって、複数の工事種別を融合した技術提案を求める工事
- 二 発注工事を構成する複数の工事種別について、異工種建設工事共同企業体の構成員が各々分担することによって施工が可能となる工事

2. 異工種建設工事共同企業体の内容

(1) 構成員の数

構成員の数は、2又は3社とし、工事ごとに官庁営繕部長が定めるものとする。

(2) 組合せ

構成員の組合せは、発注工事に対応する工事種別の有資格業者（選定要領第7第1項第2号の規定により一般競争参加資格があると認定された者をいう。以下同じ。）であって、異なる工事種別のものの組合せ

(3) 構成員の技術的要件等

全ての構成員が、次の各号の要件を満たすものとする。

- 一 当該工事を構成する一部の工事種別を含む工事について元請としての施工実績があり、かつ当該工事と同種の工事の施工実績を有するもので無ければならないものとして、部局長が工事ごとに定める工事の施工実績に関する要件を満たす者であること。
- 二 発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が5年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が5年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。
- 三 発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

(4) 代表者要件

代表者は、構成員において決定された者とするものとする。

3. 資格審査等

(1) 官庁営繕部長は、異工種建設工事共同企業体により競争を行わせようとするときは、あらかじめ、その旨及び次の各号に掲げる事項を公示し、これにより資格認定の申請を行わせるものとする。

- 一 異工種建設工事共同企業体により競争を行わせる工事である旨及び当該工事名
- 二 工事場所
- 三 工事の概要
- 四 資格審査申請書の受付期間及び方法
- 五 異工種建設工事共同企業体の構成員の数、組合せ、構成員の技術的要件等
- 六 認定資格の有効期間
- 七 その他部局長が必要と認める事項

(2) 官庁営繕部長は、(1)の申請を受けた異工種建設工事共同企業体について、資格審査を行い、適格なものを有資格業者として認定するものとする。

(3) 一般競争入札対象工事の場合は、「官庁営繕部所掌の工事における一般競争入札方式の手続について」（令和5年12月27日付け国営管第377号）記3(1)③の規定中「特定建設共同企業体」を「異工種建設工事共同企業体」と読み替えて準用するものとする。

(4) 一般競争入札以外の工事については、発注工事の予定価格に対応した等級を各構成員に求めることを原則とする。なお、特に必要と認められる場合には、分担する施工の割合等を勘案して緩和することができるものとする。

- (5) 競争参加資格審査申請書に添付し提出を求める異工種建設工事共同企業体協定書(乙)については、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」(昭和53年1月1日付け建設省計振発第69号)の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて(回答)」(昭和53年1月1日付け建設省茨計振発第771号)の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書(乙)」を準用する旨を競争参加資格の公示において明記するものとする。
- (6) (2)による認定は、認定の対象となった工事についてのみ有効とするものとする。

4. 入札等について

異工種建設工事共同企業体により競争を行わせることができる工事については、異工種建設工事共同企業体以外の有資格業者であって当該工事を確実に円滑に施工することができると思われるものがあるときは、異工種建設工事共同企業体により行わせる競争に当該単体有資格業者を参加させるものとする。